

資料提供	
令和6年1月24日	
担当課 (担当者)	鳥取県感染症対策センター(感染症対策課) (壱岐、吉村)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザ警報の解除

感染症発生動向調査におけるインフルエンザの集計速報値(令和6年第3週:1月15日～令和6年1月21日)で、下記のとおり東部地区及び西部地区で警報終息基準値である1定点当たり10人を下回ったことから、令和5年11月1日に発令したインフルエンザ警報を本日解除しました。

県民の皆様におかれましては、引き続き、手洗い、場面に応じたマスク着用等を徹底し、感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 解除地区

鳥取県全域

2 令和6年第3週(1月15日～1月21日)の定点当たりの患者数

区 分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	8.76 人	7.83 人	15.00 人	6.36 人
患者数	254 人	94 人	90 人	70 人

3 県民の皆様へのお願い

○インフルエンザ警報は解除となりましたが、引き続き、場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒等の感染予防を心がけましょう。

<参考>

(1) 注意報・警報について

以下の基準に基づき、鳥取県全域に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点当たりの患者数 10 人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点当たりの患者数 30 人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 10 人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

≪今回の例≫

- ・東部地区、西部地区で警報終息基準値の10人を下回ったことから、解除基準を満たす。⇒ **警報を解除する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和6年1月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	217,461 人	40.6%
中部地区	94,814 人	17.7%
西部地区	223,791 人	41.7%
合計	536,066 人	100%

- (2) 県内の小児科・内科定点医療機関:29の医療機関(東部12、中部6、西部11)
- (3) 定点当たり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)
- (4) 前回の警報は、令和2年1月8日に発令し、令和2年2月26日に解除しています。

インフルエンザの流行状況

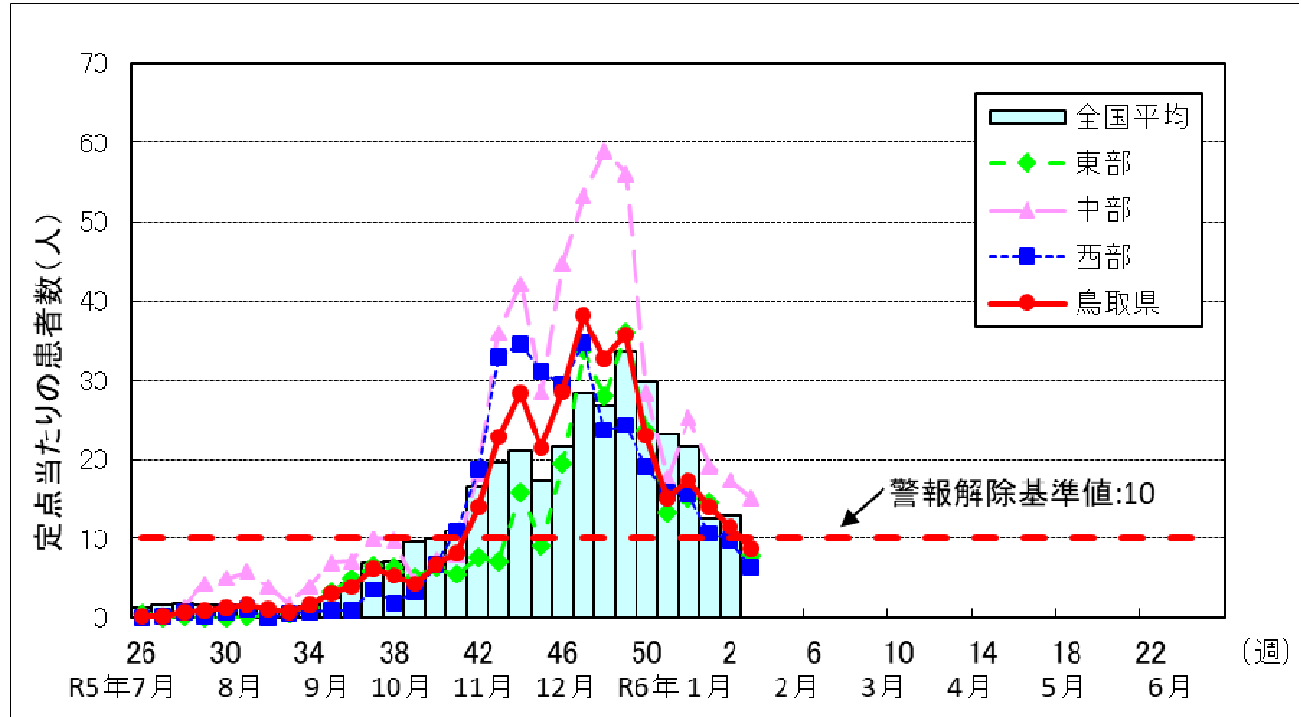
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

週	11月				12月				1月		
	45	46	47	48	49	50	51	52	1	2	3
鳥取県	21.45	28.59	38.17	32.79	35.76	22.97	15.10	17.41	14.07	11.55	8.76
全国	17.35	21.66	28.30	26.72	33.72	29.94	23.13	21.65	12.66	12.99	集計中

○鳥取県のインフルエンザ定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約5,000あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



(2) 県内年次別発生状況

